

# 鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (別に通知する日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

## 3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

#### 【提出書類】

実績報告書(様式第5号)、事業報告書(様式第1号)、  
収支決算書(様式第2号)、口座振込依頼書(任意様式)

#### 【支払時期】

実績報告書提出後、概ね一か月以内にお支払します。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部 暮らしの安心局 暮らしの安心推進課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
0857 - 26 - 7185 kurashi@pref.tottori.lg.jp